

「将来の人口推計を見据えた駅業務の省力化検討業務」の公募型企画競争 仕様書

1 業務の名称

将来の人口推計を見据えた駅業務の省力化検討業務

2 業務の目的

本業務は、札幌市における将来の人口推計や労働力人口を踏まえ、今後40年の地下鉄の駅及び駅業務の在り方を検討することを目的とする。具体的には、札幌市で2060年まで5年ごとに推計している将来推計人口を踏まえ、将来的な超高齢化社会や生産年齢人口減少を背景とした、地下鉄利用者の変移、駅員のなり手不足、人材の枯渇などの深刻な状況に対応するため、駅業務の省力化や効率化を重視し、現在の職場環境の改善を図り得る駅業務のモデルを提案する。また、札幌市の様々な特性を踏まえながら、他の鉄道事業の事例や先端技術、研究技術を分析し、安全性、利便性、快適性を損なわずに地下鉄事業を運営できる最適な駅及び駅業務のモデルを提案する。更には、そのモデル実現に向けて成すべきことをロードマップ化する。

3 業務内容

(1) 現行駅業務の分析

札幌市の現在の地下鉄駅業務を整理したのちに可視化し、駅業務の課題及び省力化や効率化が可能な業務を抽出する。

(2) 事例分析

鉄道事業の省力化、効率化に関する国内外の先進的な鉄道事業の事例を調査、分析し、札幌市の地下鉄の特性を鑑みたメリット・デメリットを洗い出し、札幌市の地下鉄に合った事例を抽出する。

(3) 技術分析

鉄道事業の省力化、効率化に関する、AI、Iotなどの鉄道技術の最新動向や市場・研究機関・大学等の研究技術を調査、分析し、札幌市の地下鉄への採用に向け、削減費用を含めた効果及び実現の可能性を検証する。

(4) 具体的提案

(1)、(2)、(3)の分析結果を取りまとめ、札幌市における今後40年の社会情勢を踏まえ、地下鉄利用者の安全性、利便性、快適性を損なわずに実現可能な駅設備、駅業務の省力化及び効率化を図り得る具体的な施策を提案する。また、これらの施策の中で自動化、無人化が可能な業務とそれに必要な設備等について具体的な提案を行う。

(5) ロードマップの整理

(4)の実現及び時間軸毎の可能な省力化など、直近(1～5年)、中期(5～10年)、長期(10～40年)など時間軸に応じた戦略的な計画策定と具体的な取り組み内容を提案する。

※現在検討している省力化の具体例：地下鉄出入口シャッターの自動化、ICカードの遠隔装置など。

(6)提案項目の法令適合精査

(4)、(5)の提案については、関係法令に適合しているか調査、整理する。

(7)打合せ等

業務着手時1回・成果品作成前1回、成果品納品時1回を予定とするが、業務遂行上、別途協議が必要と判断された場合のほか、発注者が打合せを必要と判断した場合は、随時、打合せの場を設ける。

また、打合せの結果は、都度、発注者へ書面で報告すること。

(8)受注者による独自の取り組み(任意)

上記業務のほか、本業務目的の効果向上等に寄与する受注者独自の取り組みをすることができる。

4 本業務における提出物及び成果物

(1)調査報告書

各調査結果及び分析した内容をまとめる。(3(1)～(3))

(2)提案書

今後40年の最適な駅、駅業務モデルを提案する。(3(4))

(3)ロードマップ

直近及び中長期的に取り組むべきことの施策内容や期待する効果などを具体的に示したロードマップを提示する。(3(5)～(6))

上記、提出物及び成果品について、様式は任意とし、印刷物として各3部、電子データ(DVD-R)一式を期日までに納品すること。

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

6 権利関係について

(1)本調達によって、新規に作成された成果物の著作権については、委託者に帰属するものとし、受託者は当該成果物の汎用利用可能な部分については利用し、利用させる権利を留保するものとする。ただし、受託者が従前より有していた成果物(従前から有していた成果物を改変したものを含む。)の著作権は、受託者に帰属するものとする。この場合、当該成果物についての使用权は、交通局の省力化に資する業務改善するために必要な範囲で許諾されることとする。

(2)この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。

(3)委託者の運営するホームページ及びSNS上への掲載

(4)他鉄道事業者との情報共有の承諾

- (5)受託者は、「3業務内容及び4本調達における成果物及び掲出物」の業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

7 留意事項

- (1)著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2)受託業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (3)本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4)委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市交通局高速電車部業務課 齊藤
〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1
電話:011-896-2744
メールアドレス:st.gyomu@city.sapporo.jp

9 支払い方法

業務履行検査後に一括支払いとする。

10 その他

- (1)本調達の見積に必要な経費については、当局では一切負担を行わない。
- (2)本調達において知り得た情報に関しては、業務遂行上の目的以外に使用及び開示してはならない。また、当局は業務の実施にあたり、受託業者が必要とする資料や情報等の提供については、支障のない範囲で対応するものとする。
- (3)受託業者は、業務の実施に当たり、当局と十分な協議を行うと伴ともに進捗状況を定期的に報告すること。
- (4)本仕様書の解釈に疑義が生じた事項や、本仕様書に明記されていない事項について、別途当局と協議を行った上で対応方法を決定することとする。
- (5)札幌市が推奨する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6)本業務では原則、再委託は認めない。ただし、やむを得ない理由により再委託が必要と受託者が判断した場合、事前に委託者に報告及び書面にて許諾を求め、委託者から書面により許諾を得るものとする。
- (7)本仕様書に定めのない事項については、受託者及び委託者間で協議の上決定するものとする。